

四街道市手数料条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第2条第1項） その1			別表（第2条第1項） その1		
種類	単位	金額	種類	単位	金額
1～18 (略)	(略)	(略)	1～18 (略)	(略)	(略)
19 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき	450円	19 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	450円
20 (略)	(略)	(略)	20 (略)	(略)	(略)
21 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるもの）に限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円			

<p>発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>					
<p>22 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>1通につき</p>	<p>750円</p>	<p>21 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>	<p>1通につき</p>	<p>750円</p>
<p>23 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>22 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>24 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につ</p>	<p>700円</p>			

<p>進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>					
<p>25 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6</p>	<p>1 通につき</p>	<p>350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用</p>	<p>23 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付</p>	<p>1 通につき</p>	<p>350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用</p>

第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付		いる場合にあっては、1,400円)			いる場合にあっては、1,400円)
26 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき	350円	24 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類1件につき	350円
27～29 （略）			25～27 （略）		
30 消防法第11条第1項後段の規定に基づく変更の許可の申請に対する審査 (1) 製造所 (2) 貯蔵所	1件（1施設、1回）につき 同	29の項の(1)に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額 29の項の(2)に掲げる貯蔵所の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋	28 消防法第11条第1項後段の規定に基づく変更の許可の申請に対する審査 (1) 製造所 (2) 貯蔵所	1件（1施設、1回）につき 同	28の項の(1)に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額 28の項の(2)に掲げる貯蔵所の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋

<p>(3) 取扱所</p>	<p>同</p>	<p>外タンク貯蔵所 にあつては、総務省令で定める 場合には、<u>29の項</u>の(2)のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額 <u>29の項</u>の(3)に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額</p>	<p>(3) 取扱所</p>	<p>同</p>	<p>外タンク貯蔵所 にあつては、総務省令で定める 場合には、<u>28の項</u>の(2)のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額 <u>28の項</u>の(3)に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額</p>
<p><u>31</u> 消防法第11条第5項の規定に基づく 完成検査 (1) 設置の許可に係る完成検査 ア 製造所</p>	<p>1件(1施設、 1回)につき</p>	<p><u>29の項</u>の(1)に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1</p>	<p><u>29</u> 消防法第11条第5項の規定に基づく 完成検査 (1) 設置の許可に係る完成検査 ア 製造所</p>	<p>1件(1施設、 1回)につき</p>	<p><u>28の項</u>の(1)に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1</p>

		に相当する額
イ 貯蔵所		
(ア) 屋外タンク貯蔵所	同	29の項の(2)のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額
(イ) その他の貯蔵所	同	29の項の(2)に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額
ウ 取扱所	同	29の項の(3)に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額
(2) 変更の許可に係る完成検査		
ア 製造所	同	29の項の(1)に掲げる製造所の区分に応じ、それ

		に相当する額
イ 貯蔵所		
(ア) 屋外タンク貯蔵所	同	28の項の(2)のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額
(イ) その他の貯蔵所	同	28の項の(2)に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額
ウ 取扱所	同	28の項の(3)に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額
(2) 変更の許可に係る完成検査		
ア 製造所	同	28の項の(1)に掲げる製造所の区分に応じ、それ

イ 貯蔵所		それぞれ当該手数料の額の4分の1に相当する額			それぞれ当該手数料の額の4分の1に相当する額
(ア) 屋外タンク貯蔵所	同	29の項の(2)のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の1に相当する額	イ 貯蔵所 (ア) 屋外タンク貯蔵所	同	28の項の(2)のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の1に相当する額
(イ) その他の貯蔵所	同	29の項の(2)に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の1に相当する額	(イ) その他の貯蔵所	同	28の項の(2)に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の1に相当する額
ウ 取扱所	同	29の項の(3)に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の1に相当する額	ウ 取扱所	同	28の項の(3)に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の1に相当する額
32～34 (略)	(略)	(略)	30～32 (略)	(略)	(略)